

## 厚真町通学路安全推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(平成25年12月6日文部科学省、国土交通省、警察庁通知)に基づき、町内の通学路の安全対策を推進するため、厚真町通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 厚真町通学路交通安全プログラムの策定及び推進に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (3) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議の委員(以下「委員」という。)は別表に掲げる関係機関で組織する。

2 推進会議に会長及び副会長を置き、会長には厚真町教育委員会教育長を、副会長には厚真町町道管理担当課長をもって充てる。

3 会長は会を代表し、会務を総理する。

4 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、厚真町教育委員会生涯学習課において行うものとする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めのない事項で推進会議の運営に関して必要な事項は、推進会議で決定する。

### 附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

別表（第3条関係）

1	北海道札幌方面苫小牧警察署
2	国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所
3	北海道室蘭建設管理部苫小牧出張所
4	厚真町教育委員会
5	厚真町校長会
6	厚真町教頭会
7	厚真町PTA連合会
8	厚真町交通安全担当課
9	厚真町町道管理担当課